

お客様各位

平成19年1月

## ご不要製品の廃棄について

株式会社トミー精工  
東京都練馬区田柄3-14-17

お客様には毎度お引き立てを賜りまして誠にありがとうございます。  
下記のように、お客様ご不要製品の廃棄についてお知らせ申し上げます。

### 記

●廃棄物は、お使いになったお客様が自らの責任において適正に処理することが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第十一条、第十四条等で定められております。

製品を廃棄するときは、産業廃棄物処理の許可を持った「廃棄物処理業者」に廃棄処理を委託してください。

●お客様のご不要製品を引き取り、運送・廃棄する行為は、上記法律により許可を持った「廃棄物処理業者」のみが行えるものとなっております。したがって、当社では、お客様の廃棄物を運送・廃棄することはできかねますのでお知らせ申し上げます。

●廃棄でお困りの場合や処理業者をお探しになる場合には、次のホームページ リンク 都道府県・政令市担当部署をご参照・お問い合わせください。

(財)日本産業廃棄物処理振興センター

<http://www.jwnet.or.jp/> (トップページ)

同ホームページ内、リンク 都道府県・政令市担当部署

[http://www.jwnet.or.jp/link/#section\\_2](http://www.jwnet.or.jp/link/#section_2)

以上